

## 小規模埋立て事業許可申請書提出書類及び添付書類作成要領

事業の内容が確定し、事業区域面積が300㎡以上3,000㎡未満となる場合は、以下のとおり小規模埋立て事業許可申請書を袖ヶ浦市廃棄物対策課に提出してください（事業面積が3,000㎡以上の場合は千葉県君津地域振興事務所地域環境保全課、10,000㎡以上の場合は千葉県廃棄物指導課が申請窓口となります。別途ご相談ください。）。

※ 提出部数は正本1部

※ 申請から許可までの期間は約1ヶ月

### 1 提出書類

#### (1) 小規模埋立て事業許可申請書（様式第2号）

##### ア 申請者

申請者は事業を行う者となります。個人等が自らの土地を埋め立てる場合は、その個人等が申請者となり、法人等が他の所有者の土地を貸借して埋め立てる場合は、その法人等が申請者となります。申請者は添付書類(1)住民票の写し（法人の場合にあっては、法人登記簿謄本）を添付します。

##### イ 小規模埋立て事業区域の位置

小規模埋立て事業を行う地番を記載します。

##### ウ 小規模埋立て事業区域の面積（実測）

小規模埋立て事業を実施する区域の面積となります。面積確認のため、求積図を添付してください。

開発行為や宅地造成において、事業区域内で切土・盛土する場合は、事業区域以外からの土砂等で埋立てを行う面積となります。

##### エ 小規模埋立て事業に使用される土砂等の量及び事業期間

使用される土砂等の量は、添付書類(7)で計算した量を記載します。

事業の期間は、搬入土砂量によりますが、最大で1年間です。なお、申請から許可までは通常1ヶ月を要しますので、事業開始日については留意してください。

事業区域の表面をアスファルト舗装する場合や天地返し（事業地内の土を事前に確保し、施工後に表面に被せること）をする場合は、事業区域外からの土砂等の搬入を行う期間が事業期間になります。

(2) 小規模埋立て事業に供する土地の一覧（様式第2号 別紙1）

小規模埋立て事業場区域に含まれるすべての土地を記入してください。なお、実際に埋立てをする土地は事業区域に区分し、これに付随する搬入路等は事業場に区分します。

(3) 小規模埋立て事業が完了した場合の事業区域の構造

添付書類(5)小規模埋立て事業区域の求積図、平面図及び断面図を添付します。

(4) 小規模埋立て事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項（様式第2号 別紙2）

土砂等の採取場所、排出事業者名ごとの搬入計画を記入します。搬入予定量の合計は、申請書の小規模埋立て事業に使用される土砂等の量と等しくなります。

(5) 小規模埋立て事業が施行されている間において、小規模埋立て事業区域以外の地域への排水の水質測定を行うために必要な措置

小規模埋立て事業の実施に際しては、定期的に区域以外への排水の水質検査を行うこととなります。排水溝・排水枡・沈砂池などを明記した平面図を作成してください。ただし、地下浸透など区域外への排水がない場合は必要ありません。

(6) 小規模埋立て事業が施行されている間において、小規模埋立て事業区域以外の地域への当該小規模埋立て事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

小規模埋立て事業において、区域以外の地域へ土砂が崩落、飛散又は流出しないように、法面保護などの工法、工程などを記載した書類を作成してください（構造基準は次ページ参照）。また、施工後だけでなく、施工中の崩落等にも十分留意した工法としてください。

ただし、添付書類(10)が添付されている場合は、関係する他法令等によって土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとみなしますので、改めて小規模埋立て事業で措置する必要はありません。

※埋立て等の構造上の基準

- 1 埋立て等を行う区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地に埋立て等を行う場合にあっては、埋立て等を行う前の地盤と埋立て等に使用する土砂とが接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 埋立て等の高さ(埋立て等により生じた法面の最下部(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差を言う。以下同じ。)及び法面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配が、次の表に掲げる土砂等の区分に応じた規定に適合していること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		法面の勾配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	第1種建設発生土※ <sup>1</sup> 第2種建設発生土※ <sup>1</sup> 第3種建設発生土※ <sup>1</sup>	安定計算※ <sup>2</sup> を行った場合。	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
		その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
			5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
	その他	5メートル以下		
その他		安定計算※ <sup>2</sup> を行い、安全が確保される高さ		安定計算※ <sup>2</sup> を行い、安全が確保される勾配

※ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の規定に基づく分類  
<sup>1</sup> 埋立て等の構造について、土質試験等に基づき計算すること

※  
<sup>2</sup>

- 4 擁壁を用いる場合の擁壁の構造は、宅地造成等規制法施工令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 埋立て等の高さが5メートル以上の場合は、原則として高さ5メートルごとに幅1メートル以上の小段を設けること。
- 6 埋立て等の完了後において、雨水その他の浸透水により地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。
- 7 法面は、石張り、芝張りモルタルの拭き付け等によって、風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 埋立て等の行われる区域(法面は除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

## 2 添付書類

### (1) 住民票の写し（申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本）

申請日前 3 ヶ月以内に発行したものとします。

### (2) 法定代理人の住民票の写し

申請者が未成年者である場合は、法定代理人の住民票の写しが必要です。

### (3) 小規模埋立て事業場の位置図及び土砂等の搬入経路図

- 1/25,000 程度の地図（道路及び地勢等周辺状況が判別できるもの）に事業区域の位置を記したもの（A4サイズ）
- 1/2,500～1/10,000 程度の地図に事業区域の範囲を記したもの（A4サイズ）
- 土砂搬入経路図については、通過する道路（赤道含む）の全てがわかるよう作成してください（A4又はA3サイズ）

### (4) 小規模埋立て事業場の平面図

1/250～1/500 で作成します。標識の掲示場所、隣地との境界杭等を明記してください。なお、排水措置、崩落等防止措置がわかるようになっていれば、提出書類(5)、(6)と兼ねても構いません。

また、添付書類(5) 小規模埋立て事業区域の求積図、平面図（施工後）を含めても構いません。

### (5) 小規模埋立て事業区域の求積図、平面図及び断面図

（小規模埋立て等の施工前後の構造が確認できるもの）

- 求積図、平面図：1/250～1/500 で作成します。
- 断面図：1/250～1/500 で縦横断面図を作成します。間隔は 10m とします。（平面的な埋立てを除く）

### (6) 小規模埋立て事業区域の土地の登記簿謄本及び公図の写し

- 登記簿謄本：申請前 3 ヶ月以内に発行したものとします。
- 公図：事業区域に隣接する土地を全て含み、筆ごとに地目、地積、所有者を記載します。謄写した法務局名、作成年月日も記載します。

(7) 小規模埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書

小規模埋立て事業区域に搬入される土砂量を計算した書類、図面を添付します。

(8) 土質試験等に基づき小規模埋立て等の安定計算を記載した計算書

埋立ての高さが 10m を超える場合や、すべり面における埋立てを行う場合は、安定計算を行い、計算書を添付します。

(9) 擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書

埋立てに際して擁壁を設置する場合は、1/20～1/50 程度の擁壁の断面図及び背面図を作成し、構造計算書を添付します。擁壁の構造は「開発行為における擁壁の構造」を参考にしてください。

(10) 小規模埋立て事業が条例施行規則別表第 1 に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する図面

当該小規模埋立て事業が条例施行規則別表第 1 に該当する行為であり、関係する法令の許可を得ている場合は、該当する旨を証する書面を添付してください。

(11) 小規模埋立て事業土地使用同意書等

他者が所有する土地で小規模埋立て事業を行う場合に、土地所有者の印鑑証明書を添付のうえ提出してください。ただし、同様の内容で契約書がある場合は、その契約書の写しでも構いません（この場合も印鑑証明書は添付すること）。

また、事業区域内に行政機関の所有する土地がある場合は、その機関の埋立て許認可書もしくは協議書等を添付すること。

(12) その他市長が必要と認める書類及び図面

- ・ 隣地境界同意書
- ・ 埋蔵文化財の有無及び取扱についての回答書
- ・ 市道及び農道使用協議の文書

上記のほか、小規模埋立て事業申請について、許可に対して必要と考えられる書類及び図面の提出を求める場合があります。